

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第24条
許認可等の種類	道路管理者以外の者が行う工事の承認
法令の定め	道路管理者以外の者は、(中略)、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。 (以下、略) <申請書等> ・北海道道路管理規則第2章 ・「道路工事施行承認申請書の様式について」(平成8年3月29日付け建設省道政発第50号の3建設省道路局路政課長通達)
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日付け建設省道政発第49号建設省道路局長通達) ・道路法第24条の承認に係る審査基準について(平成14年3月12日付け道整第2411号建設部長通達) ・道路法第24条の規定に基づく承認に係る審査の適切な運用について(平成17年3月17日付け事務連絡国土交通省道路局路政課長補佐及び企画課長補佐通達)
標準処理期間	<p>①建設管理部出張所専決の工事(縁石切り下げ、取付道路、管の埋設)</p> <p>総期間 5日(注:休日は含まない。)</p> <p>処分機関 5日(各建設管理部出張所)</p> <hr/> <p>②建設管理部本部専決の工事(上記以外の工事)</p> <p>総期間 15日(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 5日(各建設管理部出張所)</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 10日(各建設管理部本部)</p>
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第32条第1項
許認可等の種類	道路の占用の許可
法令の定め	<p><根拠条項>道路法第32条第1項</p> <p><申請書の内容>道路法第32条第2項、道路法施行規則第4条の3 北海道道路管理規則第7条</p> <p><許可基準>道路法第33条、道路法施行令第10条から第17条の2まで</p> <p><その他の諸手続>道路法第3章第3節、道路法施行令第2章、北海道道路管理規則第3章</p>
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	<p>①建設管理部出張所専決の物件(移動式花壇、公衆用ゴミ容器、日よけ、雨よけ、雪よけ、看板、標識等)</p> <p>総期間 20日(注:休日は含まない。)</p> <p>協議機関 15日(所轄警察署)</p> <p>処分機関 5日(各建設管理部出張所)</p> <hr/> <p>②建設管理部本部専決の物件(上記以外)</p> <p>総期間 30日(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 5日(各建設管理部出張所)</p> <p>協議機関 15日(所轄警察署)</p> <p>処分機関 10日(各建設管理部本部)</p>
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別紙1・道路法第32条第1項に基づく道路の占用の許可の審査基準)

<北海道が発出した通達等>

- ・道路占用許可等基準について(昭和43年4月1日付け道路第602号土木部長通達)
- ・道路占用について(昭和46年7月21日付道路第661号土木部長通達)
- ・「すいがら入れ」の道路占用について(昭和49年11月14日付け道路第1264号土木部長通達)
- ・公職選挙法に基づく文書図画等の道路占用について(昭和54年3月12日付け道路第153号土木部長通達)
- ・交通安全占用物件の取扱いについて(昭和57年9月28日付道路第783号土木部長通達)
- ・生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占用の取扱いについて(平成15年2月26日付け道整第1057号建設部長通達)
- ・公衆電話誘導表示版の道路の占用について(昭和59年12月17日付け道路第1089号土木部長通達)
- ・小規模需要無線アクセス装置の道路占用の取扱いについて(平成8年8月2日付け道整第265号道路整備課長通知)
- ・道路情報収集機器に係る道路占用の取扱いについて(平成24年1月25日付け事務連絡)
- ・橋梁添架物の添架位置について(平成24年5月22日付け事務連絡)

<国が発出した通達等>

- ・高圧ガス供給施設の道路占用に係る計量単位の取扱いについて(平成11年5月18日付け建設省路政課長補佐事務連絡)
- ・電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について(平成11年3月31日付け建設省路政課長補佐・国道課特定道路専門官事務連絡)
- ・電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に関する取扱いについて(平成11年3月31日付け建設省道政発第32号の2、建設省国道発第5号の2建設省道路局路政課長・国道課長通知)
- ・電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて(平成11年3月31日付け建設省道政発第31号建設省道路局路政課長通知)
- ・電気通信設備の既設橋梁への占用の取扱いについて(平成10年8月5日付け建設省道政発第95号、建設省国道発第29号建設省道路局路政課長・国道課長通知)
- ・WLL方式の導入に伴う無線装置の道路占用について(平成10年7月10日付け建設省道利発第3号建設省道路局路政課道路利用調整室長通知)
- ・無線基地局の道路占用の取扱いについて(平成26年3月26日国道利第32号国土交通省道路局長通知)
- ・地下鉄施設への二次占用について(平成9年10月20日付け建設省道政発第81号建設省道路局長通知)
- ・電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて(平成9年3月14日付け建設省道政発第35号の2建設省道路局路政課長通知)
- ・高圧のガスの供給施設の道路占用の取扱いについて(平成16年10月1日国道利第19号国土交通省道路局長通知)
- ・有線テレビジョン放送施設の道路占用の取扱いについて(平成8年6月28日付け建設省道政発第60号建設省道路局長通達)
- ・熱供給導管の道路占用の取扱いについて(平成8年6月28日付け建設省道政発第62号建設省道路局路政課長通達)
- ・位置特定インフラの道路占用の取扱いについて(平成26年6月25日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)
- ・ガス事業法に基づくガス導管事業等の道路占用関係事務の取扱いについて(平成24年3月23日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)
- ・道路法施行令の一部改正について(平成25年3月1日付け国道利第10号国土交通省道路局路政課長通達)
- ・地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて(平成20年3月25日付け国道利第24号国土交通省道路局路政課長通達)
- ・電気自動車のための充電機器の道路占用の取扱いについて(平成27年2月2日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)
- ・道の駅における自動販売機の道路占用の取扱いについて(平成27年7月15日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)

(別紙2・道路法第32条第1項に基づく道路の占用の許可の審査基準)

- ・ガス事業法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務の取扱いについて(平成16年3月30日付け建設省道路局路政課道路利用調整室課長補佐・国道・防災課長補佐事務連絡)
- ・柱状設置の光アクセス装置の道路占用の取扱いについて(平成7年3月15日付け建設省道政発第42号建設省道路局路政課長通知)
- ・ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて(平成6年6月30日付け建設省道政発第32号建設省道路局長通達)
- ・バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて(平成20年3月25日国道利第27号国土交通省道路局路政課長通知)
- ・公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について(平成4年6月10日付け建設省道政発第47号建設省道路局路政課長通知)
- ・電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて(平成2年3月9日付け建設省道政発第10号の2建設省道路局路政課長通知)
- ・公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について(昭和62年12月22日付け建設省道政発第79号の2建設省道路局路政課長通知)
- ・地下街に関する基本方針について(昭和49年6月28日付け建設省都計発第60号、建設省道政発第53号、建設省住指発第554号建設省都市局長、建設省道路局長、建設省住宅局長通達)
- ・建築物の屋上部を連絡する通路の取扱いについて(昭和46年10月11日付け建設省道政発第107号建設省道路局路政課長通知)
- ・高架道路の路面下の占用許可について(昭和40年8月25日付け建設省道発第367号建設省道路局長通達)
- ・駐車場の案内標の道路占用について(昭和40年2月19日付け建設省道発第64号の1建設省道路局長通達)
- ・道路の上空に設ける通路の取扱い等について(昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号建設事務次官、国家消防本部長、警察庁次長通達)
- ・道路の管理に関する取扱いについて(昭和32年5月29日付け建設省道発第147号の2建設省道路局路政課長通達)
- ・アーケードの取扱いについて(昭和30年2月15日付け建設省道発第40号建設省道路局長通達)
- ・地下鉄施設への移動通信施設類の占用について(平成23年6月9日付け事務連絡)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第32条第3項
許可等の種類	道路の占用の変更の許可
法令の定め	<p><根拠条項>道路法第32条第3項</p> <p><申請書の内容>道路法第32条第2項、道路法施行規則第4条の3 北海道道路管理規則第7条</p> <p><許可基準>道路法第33条、道路法施行令第10条から第17条の2まで</p> <p><その他の諸手続>道路法第3章第3節、道路法施行令第2章、北海道道路管理規則第3章</p>
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	<p>①建設管理部出張所専決の物件(移動式花壇、公衆用ゴミ容器、日よけ、雨よけ、雪よけ、看板、標識等)</p> <p>総期間 20日(注:休日は含まない。)</p> <p>協議機関 15日(所轄警察署)</p> <p>処分機関 5日(各建設管理部出張所)</p> <hr/> <p>②建設管理部本部専決の物件(上記以外)</p> <p>総期間 30日(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 5日(各建設管理部出張所)</p> <p>協議機関 15日(所轄警察署)</p> <p>処分機関 10日(各建設管理部本部)</p>
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別紙1・道路法第32条第1項に基づく道路の占用の許可の審査基準)

<北海道が発出した通達等>

- ・道路占用許可等基準について(昭和43年4月1日付け道路第602号土木部長通達)
- ・道路占用について(昭和46年7月21日付道路第661号土木部長通達)
- ・「すいがら入れ」の道路占用について(昭和49年11月14日付け道路第1264号土木部長通達)
- ・公職選挙法に基づく文書図画等の道路占用について(昭和54年3月12日付け道路第153号土木部長通達)
- ・交通安全占用物件の取扱いについて(昭和57年9月28日付道路第783号土木部長通達)
- ・生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占用の取扱いについて(平成15年2月26日付け道整第1057号建設部長通達)
- ・公衆電話誘導表示版の道路の占用について(昭和59年12月17日付け道路第1089号土木部長通達)
- ・小規模需要無線アクセス装置の道路占用の取扱いについて(平成8年8月2日付け道整第265号道路整備課長通知)
- ・道路情報収集機器に係る道路占用の取扱いについて(平成24年1月25日付け事務連絡)
- ・橋梁添架物の添架位置について(平成24年5月22日付け事務連絡)

<国が発出した通達等>

- ・高圧ガス供給施設の道路占用に係る計量単位の取扱いについて(平成11年5月18日付け建設省路政課長補佐事務連絡)
- ・電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について(平成11年3月31日付け建設省路政課長補佐・国道課特定道路専門官事務連絡)
- ・電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に関する取扱いについて(平成11年3月31日付け建設省道政発第32号の2、建設省国道発第5号の2建設省道路局路政課長・国道課長通知)
- ・電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて(平成11年3月31日付け建設省道政発第31号建設省道路局路政課長通知)
- ・電気通信設備の既設橋梁への占用の取扱いについて(平成10年8月5日付け建設省道政発第95号、建設省国道発第29号建設省道路局路政課長・国道課長通知)
- ・WLL方式の導入に伴う無線装置の道路占用について(平成10年7月10日付け建設省道利発第3号建設省道路局路政課道路利用調整室長通知)
- ・無線基地局の道路占用の取扱いについて(平成26年3月26日国道利第32号国土交通省道路局長通知)
- ・地下鉄施設への二次占用について(平成9年10月20日付け建設省道政発第81号建設省道路局長通知)
- ・電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて(平成9年3月14日付け建設省道政発第35号の2建設省道路局路政課長通知)
- ・高圧のガスの供給施設の道路占用の取扱いについて(平成16年10月1日国道利第19号国土交通省道路局長通知)
- ・有線テレビジョン放送施設の道路占用の取扱いについて(平成8年6月28日付け建設省道政発第60号建設省道路局長通達)
- ・熱供給導管の道路占用の取扱いについて(平成8年6月28日付け建設省道政発第62号建設省道路局路政課長通達)
- ・位置特定インフラの道路占用の取扱いについて(平成26年6月25日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)
- ・ガス事業法に基づくガス導管事業等の道路占用関係事務の取扱いについて(平成24年3月23日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)
- ・道路法施行令の一部改正について(平成25年3月1日付け国道利第10号国土交通省道路局路政課長通達)
- ・地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて(平成20年3月25日付け国道利第24号国土交通省道路局路政課長通達)
- ・電気自動車のための充電機器の道路占用の取扱いについて(平成27年2月2日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)
- ・道の駅における自動販売機の道路占用の取扱いについて(平成27年7月15日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)

(別紙2・道路法第32条第1項に基づく道路の占用の許可の審査基準)

- ・ガス事業法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務の取扱いについて(平成16年3月30日付け建設省道路局路政課道路利用調整室課長補佐・国道・防災課長補佐事務連絡)
- ・柱状設置の光アクセス装置の道路占用の取扱いについて(平成7年3月15日付け建設省道政発第42号建設省道路局路政課長通知)
- ・ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて(平成6年6月30日付け建設省道政発第32号建設省道路局長通達)
- ・バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて(平成20年3月25日国道利第27号国土交通省道路局路政課長通知)
- ・公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について(平成4年6月10日付け建設省道政発第47号建設省道路局路政課長通知)
- ・電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて(平成2年3月9日付け建設省道政発第10号の2建設省道路局路政課長通知)
- ・公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について(昭和62年12月22日付け建設省道政発第79号の2建設省道路局路政課長通知)
- ・地下街に関する基本方針について(昭和49年6月28日付け建設省都計発第60号、建設省道政発第53号、建設省住指発第554号建設省都市局長、建設省道路局長、建設省住宅局長通達)
- ・建築物の屋上部を連絡する通路の取扱いについて(昭和46年10月11日付け建設省道政発第107号建設省道路局路政課長通知)
- ・高架道路の路面下の占用許可について(昭和40年8月25日付け建設省道発第367号建設省道路局長通達)
- ・駐車場の案内標の道路占用について(昭和40年2月19日付け建設省道発第64号の1建設省道路局長通達)
- ・道路の上空に設ける通路の取扱い等について(昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号建設事務次官、国家消防本部長、警察庁次長通達)
- ・道路の管理に関する取扱いについて(昭和32年5月29日付け建設省道発第147号の2建設省道路局路政課長通達)
- ・アーケードの取扱いについて(昭和30年2月15日付け建設省道発第40号建設省道路局長通達)
- ・地下鉄施設への移動通信施設類の占用について(平成23年6月9日付け事務連絡)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)	
根拠条項	第47条の2第1項	
許可等の種類	特殊車両の通行許可	
法令の定め	道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、(中略)、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令(車両制限令)で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。	
審査基準	・特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け建設省道交発第99号建設省道路局道路交通管理課長・同局企画課長通達)	
標準処理期間	総期間 協議機関 処分機関	25日(注:休日は含まない。) 15日(関係各道路管理者) 10日(各建設管理部本部)
処分担当課	各建設管理部維持管理課	(電話番号:)
申請先等	各建設管理部維持管理課	(電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課	(電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第48条の5第1項
許可等の種類	自動車専用道路との連結・交差の許可
法令の定め	道路等(中略)の管理者は、道路等を第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下、「自動車専用道路」という。)と連結させようとする場合において、(中略)、当該管理者が道路管理者以外の者であるときは、当該自動車専用道路の道路管理者の許可を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。
審査基準	これまで処理事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	審査基準と同様の理由のため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)
根拠条項	第91条第1項
許可等の種類	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可
法令の定め	(前略)道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(中略)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。 (申請書の内容) 北海道道路管理規則第21条に規定
審査基準	・道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日付け建設省道政発第49号建設省道路局長通達)
標準処理期間	総期間 15日(注:休日は含まない。) 経由機関 5日(各建設管理部出張所) 処分機関 10日(各建設管理部本部)
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	道路法(昭和27年法律第180号)														
根拠条項	第91条第2項(第32条第1項、第3項準用)														
許認可等の種類	道路予定区域における占用の許可、占用の変更許可														
法令の定め	<p><根拠条項>道路法第91条第2項 <準用規定>道路法第32条第1項、第3項 <申請書の内容>道路法第32条第2項、道路法施行規則第4条の3 北海道道路管理規則第7条 <許可基準>道路法第33条、道路法施行令第10条から第17条の2まで <その他の諸手続>道路法第3章第3節、道路法施行令第2章、北海道道路管理規則第3章</p>														
審査基準	別紙のとおり														
標準処理期間	<p>①建設管理部出張所専決の物件(移動式花壇、公衆用ゴミ容器、日よけ、雨よけ、雪よけ、看板、標識等)</p> <table> <tr> <td>総期間</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>15日(所轄警察署)</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>5日(各建設管理部出張所)</td> </tr> </table> <p>②建設管理部本部専決の物件(上記以外)</p> <table> <tr> <td>総期間</td> <td>30日(注:休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>5日(各建設管理部出張所)</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>15日(所轄警察署)</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>10日(各建設管理部本部)</td> </tr> </table>	総期間	20日	協議機関	15日(所轄警察署)	処分機関	5日(各建設管理部出張所)	総期間	30日(注:休日は含まない。)	経由機関	5日(各建設管理部出張所)	協議機関	15日(所轄警察署)	処分機関	10日(各建設管理部本部)
総期間	20日														
協議機関	15日(所轄警察署)														
処分機関	5日(各建設管理部出張所)														
総期間	30日(注:休日は含まない。)														
経由機関	5日(各建設管理部出張所)														
協議機関	15日(所轄警察署)														
処分機関	10日(各建設管理部本部)														
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)														
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)														
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)														
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)														

(別紙1・道路法第32条第1項に基づく道路の占用の許可の審査基準)

<北海道が発出した通達等>

- ・道路占用許可等基準について(昭和43年4月1日付け道路第602号土木部長通達)
- ・道路占用について(昭和46年7月21日付道路第661号土木部長通達)
- ・「すいが入れ」の道路占用について(昭和49年11月14日付け道路第1264号土木部長通達)
- ・公職選挙法に基づく文書図画等の道路占用について(昭和54年3月12日付け道路第153号土木部長通達)
- ・交通安全占用物件の取扱いについて(昭和57年9月28日付道路第783号土木部長通達)
- ・生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占用の取扱いについて(平成15年2月26日付け道整第1057号建設部長通達)
- ・公衆電話誘導表示版の道路の占用について(昭和59年12月17日付け道路第1089号土木部長通達)
- ・小規模需要無線アクセス装置の道路占用の取扱いについて(平成8年8月2日付け道整第265号道路整備課長通知)
- ・道路情報収集機器に係る道路占用の取扱いについて(平成24年1月25日付け事務連絡)
- ・橋梁添架物の添架位置について(平成24年5月22日付け事務連絡)

<国が発出した通達等>

- ・高圧ガス供給施設の道路占用に係る計量単位の取扱いについて(平成11年5月18日付け建設省路政課長補佐事務連絡)
- ・電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について(平成11年3月31日付け建設省路政課長補佐・国道課特定道路専門官事務連絡)
- ・電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に関する取扱いについて(平成11年3月31日付け建設省道政発第32号の2、建設省国道発第5号の2建設省道路局路政課長・国道課長通知)
- ・電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて(平成11年3月31日付け建設省道政発第31号建設省道路局路政課長通知)
- ・電気通信設備の既設橋梁への占用の取扱いについて(平成10年8月5日付け建設省道政発第95号、建設省国道発第29号建設省道路局路政課長・国道課長通知)
- ・WLL方式の導入に伴う無線装置の道路占用について(平成10年7月10日付け建設省道利発第3号建設省道路局路政課道路利用調整室長通知)
- ・無線基地局の道路占用の取扱いについて(平成26年3月26日国道利第32号国土交通省道路局長通知)
- ・地下鉄施設への二次占用について(平成9年10月20日付け建設省道政発第81号建設省道路局長通知)
- ・電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて(平成9年3月14日付け建設省道政発第35号の2建設省道路局路政課長通知)
- ・高圧のガスの供給施設の道路占用の取扱いについて(平成16年10月1日国道利第19号国土交通省道路局長通知)
- ・有線テレビジョン放送施設の道路占用の取扱いについて(平成8年6月28日付け建設省道政発第60号建設省道路局長通達)
- ・熱供給導管の道路占用の取扱いについて(平成8年6月28日付け建設省道政発第62号建設省道路局路政課長通達)
- ・位置特定インフラの道路占用の取扱いについて(平成26年6月25日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)
- ・ガス事業法に基づくガス導管事業等の道路占用関係事務の取扱いについて(平成24年3月23日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)
- ・道路法施行令の一部改正について(平成25年3月1日付け国道利第10号国土交通省道路局路政課長通達)
- ・地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて(平成20年3月25日付け国道利第24号国土交通省道路局路政課長通達)
- ・電気自動車のための充電機器の道路占用の取扱いについて(平成27年2月2日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)
- ・道の駅における自動販売機の道路占用の取扱いについて(平成27年7月15日付け事務連絡国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)

(別紙2・道路法第32条第1項に基づく道路の占用の許可の審査基準)

- ・ガス事業法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務の取扱いについて(平成16年3月30日付け建設省道路局路政課道路利用調整室課長補佐・国道・防災課長補佐事務連絡)
- ・柱状設置の光アクセス装置の道路占用の取扱いについて(平成7年3月15日付け建設省道政発第42号建設省道路局路政課長通知)
- ・ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて(平成6年6月30日付け建設省道政発第32号建設省道路局長通達)
- ・バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて(平成20年3月25日国道利第27号国土交通省道路局路政課長通知)
- ・公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について(平成4年6月10日付け建設省道政発第47号建設省道路局路政課長通知)
- ・電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて(平成2年3月9日付け建設省道政発第10号の2建設省道路局路政課長通知)
- ・公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について(昭和62年12月22日付け建設省道政発第79号の2建設省道路局路政課長通知)
- ・地下街に関する基本方針について(昭和49年6月28日付け建設省都計発第60号、建設省道政発第53号、建設省住指発第554号建設省都市局長、建設省道路局長、建設省住宅局長通達)
- ・建築物の屋上部を連絡する通路の取扱いについて(昭和46年10月11日付け建設省道政発第107号建設省道路局路政課長通知)
- ・高架道路の路面下の占用許可について(昭和40年8月25日付け建設省道発第367号建設省道路局長通達)
- ・駐車場の案内標の道路占用について(昭和40年2月19日付け建設省道発第64号の1建設省道路局長通達)
- ・道路の上空に設ける通路の取扱い等について(昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号建設事務次官、国家消防本部長、警察庁次長通達)
- ・道路の管理に関する取扱いについて(昭和32年5月29日付け建設省道発第147号の2建設省道路局路政課長通達)
- ・アーケードの取扱いについて(昭和30年2月15日付け建設省道発第40号建設省道路局長通達)
- ・地下鉄施設への移動通信施設類の占用について(平成23年6月9日付け事務連絡)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律81号)
根拠条項	第12条第1項(占用の申請) 第14条第1項(占用の許可)
許認可等の種類	公益事業者に対する共同溝の占用の許可
法令の定め	<第12条第1項> 第5条第2項の規定による申し出をした公益事業者は、(中略)公益物件の敷設計画書その他国土交通省令で定める書面を添えて、道路管理者に共同溝の占用の許可を申請することができる。 <第14条第1項> 道路管理者は、共同溝の建設を完了したときは、直ちに、共同溝の占用予定者に当該共同溝の占用の許可をするものとする。
審査基準	これまで処理事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	審査基準と同様の理由により、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律81号)
根拠条項	第17条
許認可等の種類	入溝者の権利及び義務の譲渡に対する認可
法令の定め	第14条第1項の許可(共同溝の占用の許可)に基づく権利及び義務は、道路管理者の認可を受けなければ、譲渡することができない。
審査基準	「電気通信設備等に係る共同溝の占用許可に基づく権利及び義務の譲渡に係る認可の取扱について」 (平成9年3月14日付け建設省道政発第36号建設省道路局路政課長通知)
標準処理期間	これまで処理事例がないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律39号)
根拠条項	第8条第3項(第4条第1項準用)(占用の申請) 第10条(占用の許可)
許認可等の種類	電線共同溝の増設に係る占用の許可
法令の定め	第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条及び前条の規定は、第1項の規定による電線共同溝の増設について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「前条第1項の規定による指定」とあるのは、「第8条第2項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、同条第1項及び第3項中「建設完了後」とあるのは「増設完了後」と(中略)読み替える者とする。
審査基準	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について」 (平成7年8月9日付け建設省道政発第75号建設省道路局長通知)
標準処理期間	これまで処理事例がないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律39号)
根拠条項	第4条第1項(占用の申請) 第10条(占用の許可)
許認可等の種類	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可
法令の定め	<第4条第1項> 前条第1項の指定(電線共同溝を整備すべき道路の指定)があったときは、電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用を希望する者は、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者に当該電線共同溝の建設完了後の占用の許可を申請することができる。 <第10条> 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに次に掲げる事項を明らかにして、電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者に当該電線共同溝の占用の許可をするものとする。 一 占用することができる電線共同溝の部分 二 電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量 三 電線共同溝を占有することができる期間
審査基準	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について」 (平成7年8月9日付け建設省道政発第75号建設省道路局長通知)
標準処理期間	申請の内容によって、審査等に要する期間が大きく異なることから標準処理期間は設定していません。
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律39号)
根拠条項	第11条第1項
許認可等の種類	占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可
法令の定め	<第4条第1項> 前条の規定による許可を受けた者以外の者であっても、電線共同溝の収容能力に余裕があるときは、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けて、電線共同溝を占有することができる。 「省令」～電線共同溝法施行規則第2条(占用予定者であった者以外による電線共同溝の占用の許可申請)
審査基準	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について」 (平成7年8月9日付け建設省道政発第75号建設省道路局長通知)
標準処理期間	申請の内容によって、審査等に要する期間が大きく異なることから標準処理期間は設定していません。
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律39号)
根拠条項	第12条第1項
許認可等の種類	電線共同溝の占用に係る変更の許可
法令の定め	<p><第12条第1項> 道路管理者は、第10条又は前条第1項の規定による許可(この項の規定による変更の許可を含む)を受けた者から申請があった場合においては、第10条各号に掲げる事項の変更の許可をすることができる。</p> <p><第10条> 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに次に掲げる事項を明らかにして、電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者に当該電線共同溝の占用の許可をするものとする。</p> <p>一 占有することができる電線共同溝の部分 二 電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量 三 電線共同溝を占有することができる期間</p>
審査基準	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について」 (平成7年8月9日付け建設省道政発第75号建設省道路局長通知)
標準処理期間	申請の内容によって、審査等に要する期間が大きく異なることから標準処理期間は設定していません。
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律39号)
根拠条項	第15条第1項
許認可等の種類	電線共同溝の占用の許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡の承認
法令の定め	<第15条第1項> 第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定による許可に基づく権利の全部または一部は、道路管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。
審査基準	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について」 (平成7年8月9日付け建設省道政発第75号建設省道路局長通知) 「電線共同溝の占用許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡に係る承認の取扱いについて」(平成9年3月14日付け建設省道政発第37号建設省道路局路政課長通知)
標準処理期間	これまで処理事例がないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部出張所 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課又は出張所 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道法(大正10年法律76号)
根拠条項	第10条
許認可等の種類	運転開始の認可
法令の定め	軌道経営者ハ都道府県知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ運輸ヲ開始スルコトヲ得ズ
審査基準	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道法(大正10年法律76号)
根拠条項	第11条
許認可等の種類	軌道運転速度及び度数の認可
法令の定め	軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃ノ他運輸ニ関スル料金並運転速度及度数ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ (軌道運転速度及び度数の認可については、「軌道法の規定による主務大臣の職権を都道府県知事等に委任する政令」第2条第1項により、都道府県知事に委任されている。)
審査基準	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	車両制限令(昭和36年政令第264号)
根拠条項	第12条
許認可等の種類	特殊車両の通行の認定
法令の定め	幅、総重量、軸重又は輪荷重が第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、第5条から第7条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定した者は、当該認定にかかる事項については、第5条から第7条までに規定する基準に適合するものとみなす。
審査基準	・特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け建設省道交発第99号建設省道路局道路交通管理課長・同局企画課長通達)
標準処理期間	総期間 10日(注:休日は含まない。) 処分機関 10日(各建設管理部本部)
処分担当課	各建設管理部維持管理課 (電話番号:)
申請先等	各建設管理部維持管理課 (電話番号:)
問い合わせ先	各建設管理部維持管理課 (電話番号:)
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道法施行令(昭和28年政令第258号)
根拠条項	第6条
許認可等の種類	線路又は工事方法書記載事項変更認可(政令で定めるものに限る)
法令の定め	軌道経営者は、工事施行の認可を受けた後、線路を変更し、又は工事方法書に記載した事項について変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 (以下、略) (「軌道法の規定による主務大臣の職権を都道府県知事等に委任する政令」第1条第1項、第2項により、都道府県知事に委任されている。) <認可基準> 軌道建設規程(大正12年12月29日付け内務・鉄道省令)
審査基準	法令の規程が明確なため、本道において審査基準は定めていません。
標準処理期間	申請の内容によって、審査等に要する期間が大きく異なることから標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道法施行規則(大正12年内務・鉄道省令)
根拠条項	第13条第1項(第1号)
許認可等の種類	運輸開始前竣功検査
法令の定め	都道府県知事左ノ事項ノ工事ニ付竣功ノ届出ヲ受ケタルトキハ保安上支障ノ有無ヲ検査スルコトヲ要ス 一 運輸開始前ニ在リテ左ノ事項 (以下、略)
審査基準	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道法施行規則(大正12年内務・鉄道省令)
根拠条項	第13条第1項(第2号)
許認可等の種類	運輸開始後竣功検査
法令の定め	都道府県知事左ノ事項ノ工事ニ付竣功ノ届出ヲ受ケタルトキハ保安上支障ノ有無ヲ検査スルコトヲ要ス 一 運輸開始後ニ在リテ左ノ事項但シ(イ)及至(ハ)ニ在リテハ新設軌道ト併用軌道ト交互ニ存スル線区ニ於ケル新設軌道以外ノ新設軌道ニ限ル (以下、略)
審査基準	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道法施行規則(大正12年内務・鉄道省令)
根拠条項	第13条の2第3項
許認可等の種類	既認可又は既確認車両の購入の認可
法令の定め	既ニ認可又ハ確認ヲ受ケタル車両ヲ購入スル場合ニ於テハ第1項ノ規程ニ拘ラズ車両ヲ使用セムトスル区間、前使用者名並新旧ノ形式及番号又ハ記号番号ヲ記載シ且契約書ノ写並車輪ト轍又トノ関係図及踏段ト乗降場トノ関係図ヲ添付シ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テ改造ヲ加ヘムトスルトキハ新旧ヲ対照シ其ノ理由及図面ヲモ添付スベシ <認可基準> 軌道建設規程(大正12年12月29日付け内務・鉄道省令)
審査基準	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道法施行規則(大正12年内務・鉄道省令)
根拠条項	第13条の3第1項
許認可等の種類	車両の設計の変更の認可
法令の定め	前条ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル後車両ノ設計ヲ変更セムトスルトキ(中略)ハ新旧ヲ対照シ其ノ理由及図面ヲ具シ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ <認可基準> 軌道建設規程(大正12年12月29日付け内務・鉄道省令)
審査基準	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道法施行規則(大正12年内務・鉄道省令)
根拠条項	第18条の2第1項
許認可等の種類	他の鉄道又は軌道の車両の運転の認可
法令の定め	他ノ鉄道又は軌道ノ車両ヲ運転セムトスルトキハ次ノ書類及図面ヲ添付シ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ(以下、略)
審査基準	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	過去3年間処理事例がなく今後も申請が見込まれないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道法施行規則(大正12年内務・鉄道省令)
根拠条項	第24条第2項
許認可等の種類	運転速度の増加又は運転度数の変更の認可
法令の定め	前条ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル後運転速度ヲ増加シ又ハ最高許容度数ヲ変更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ実施ノ月日ヲ記載シ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ
審査基準	軌道法施行規則の改正に伴い、今後申請はほとんど無いものと推定されることから、審査基準は設定していません。
標準処理期間	軌道法施行規則の改正に伴い、今後申請はほとんど無いものと推定されることから、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	専用軌道規則(大正12年内務省令第45号)
根拠条項	第1条
許認可等の種類	専用軌道敷設の認可
法令の定め	一般交通ノ用ニ供セサル軌道ヲ道路ニ敷設セムトスル者ハ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ
審査基準	これまで処理事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	これまで処理事例がないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	専用軌道規則(大正12年内務省令第45号)
根拠条項	第4条
許認可等の種類	目的外物品の運送の認可
法令の定め	大正8年閣令第19号専用鉄道規程第3条、第7条乃至第10条ノ規程ハ本令ニ規程スル軌道ニ之ヲ準用ス但シ陸運局長トアルハ都道府県知事トス
審査基準	これまで処理事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	これまで処理事例がないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号:011-231-4111(内線29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	無軌条電車建設規則(昭和25年運輸省・建設省令第1号)
根拠条項	第61条
許認可等の種類	特別設計の許可
法令の定め	特別の必要がある場合においては、国土交通大臣の許可を受けて、第3条第1号、第4条、第8条、第12条第1項及び第2項、(中略)、の規定にかかわらず、特別の設計によることができる。 (この権限は、「軌道法の規定による主務大臣の職権を都道府県知事等に委任する政令」第1条第5項により都道府県知事に委任されている。)
審査基準	これまで処理事例がないため、審査基準は設定していません。
標準処理期間	これまで処理事例がないため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号: 011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	軌道建設規程(大正12年内務・鉄道省令)
根拠条項	第34条第2項
許認可等の種類	特別設計の許可
法令の定め	特別ノ事由アル場合ニ於テハ国土交通大臣ノ許可ヲ受ケ前各条ニ規定スル設計ニ依ラサルコトヲ得 (この権限は、「軌道法の規定による主務大臣の職権を都道府県知事等に委任する政令」第1条第5項により都道府県知事に委任されている。)
審査基準	個別事例に応じて内容を検討する必要がある、具体的な基準を画一的に定めるのは困難なため審査基準は設定していません。
標準処理期間	これまで処理件数が2～3年に1件程度であり、申請の内容によって処理期間が大きく異なるため、標準処理期間は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	道路運送法(昭和26年法律183号)
根拠条項	第50条第3項
許認可等の種類	工事施行の認可申請期間伸長の認可
法令の定め	天災その他やむを得ない事由により、第1項の期間内に認可を申請することができないときは、国土交通大臣は、申請により期間を伸長することができる。 (この権限は、「道路運送法施行令」第3条第1項により都道府県知事に委任されている。) <申請の内容>自動車道事業規則第10条
審査基準	「自動車道事業の工事施行の認可申請期間の伸長等申請事案の処理方針について」 (平成6年9月30日付け自企第111号の2 運輸省自動車交通局長通達)
標準処理期間	総期間 一ヶ月 処分機関 一ヶ月(維持管理防災課)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	道路運送法(昭和26年法律183号)
根拠条項	第54条第1項
許認可等の種類	工事方法の変更の認可(政令で定めるものに限る)
法令の定め	自動車道事業者は、工事方法を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 (この権限は、「道路運送法施行令」第3条第1項により一部が都道府県知事に委任されている。) <技術基準>道路運送法第51条、一般自動車道構造設備規則 <申請の内容>自動車道事業規則第13条
審査基準	法令の規程が明確なため、本道において審査基準は定めていません。
標準処理期間	総期間 三ヶ月 処分機関 三ヶ月(維持管理防災課)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課(電話番号:011-231-4111(内線29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	道路運送法(昭和26年法律183号)
根拠条項	第56条第2項
許認可等の種類	工事の完成の期間伸長の認可
法令の定め	自動車道事業者は、第50条第2項の工事の完成の期間内に、一般自動車道の工事を完成しなければならない。 第50条第3項の規定は、前項の期間について準用する。 (この権限は、「道路運送法施行令」第3条第1項により都道府県知事に委任されている。) <申請の内容>自動車道事業規則第10条
審査基準	「自動車道事業の工事施行の認可申請期間の伸長等申請事案の処理方針について」 (平成6年9月30日付け自企第111号の2 運輸省自動車交通局長通達)
標準処理期間	総期間 一ヶ月 処分機関 一ヶ月(維持管理防災課)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課(電話番号:011-231-4111(内線29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	道路運送法(昭和26年法律183号)
根拠条項	第62条第1項
許認可等の種類	供用約款の設定又は変更の認可
法令の定め	自動車道事業者は、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 (この権限は、「道路運送法施行令」第3条第1項により都道府県知事に委任されている。) <申請の内容>自動車道事業規則第18条、19条
審査基準	<ul style="list-style-type: none">・「自動車道事業の工事施行の認可申請期間の伸長等申請事案の処理方針について」(平成6年9月30日付け自企第111号の2 運輸省自動車交通局長通達)・「自動車道事業供用約款の取扱いについて」(昭和42年5月11日付け自運第185号 運輸省自動車交通局長通達)
標準処理期間	総期間 二ヶ月 処分機関 二ヶ月(維持管理防災課)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課(電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	道路運送法(昭和26年法律183号)
根拠条項	第67条
許認可等の種類	構造又は設備の変更の認可(政令で定めるものに限る)
法令の定め	第54条の規定は、自動車道事業者が一般自動車道の構造又は設備の変更をする場合について準用する。 (この権限は、「道路運送法施行令」第3条第1項により一部が都道府県知事に委任されている。) <申請の内容>自動車道事業規則第24条 <技術基準>道路運送法第51条、一般自動車道構造設備規則
審査基準	法令の規程が明確なため、本道において審査基準は定めていません。
標準処理期間	総期間 三ヶ月 処分機関 三ヶ月(維持管理防災課)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課(電話番号:011-231-4111(内線29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	道路運送法(昭和26年法律183号)
根拠条項	第70条の3第1項
許認可等の種類	事業の休止の許可
法令の定め	自動車道事業者は、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 (この権限は、「道路運送法施行令」第3条第1項により都道府県知事に委任されている。) <申請の内容>自動車道事業規則第29条
審査基準	「自動車道事業の工事施行の認可申請期間の伸長等申請事案の処理方針について」 (平成6年9月30日付け自企第111号の2 運輸省自動車交通局長通達)
標準処理期間	総期間 二ヶ月 処分機関 二ヶ月(維持管理防災課)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課 (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
申請先等	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
問い合わせ先	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-231-4111(内線 29-266))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/shinseishinsakizyun.htm)